

新型コロナウイルス感染症に関する 支援特集

新しい
生活様式
8つの例

キャッシュレス
の利用



手洗い



マスクの着用



テイクアウト
の利用



距離をとる



会議は
オンライン



体温測定
健康チェック



3つの密
を避ける



1

個人の方への支援

給付

特別定額給付金 申請がお済みでない方は、早めにご手続きを行ってください。

全ての方へ **1人あたり10万円**

基準日(令和2年4月27日)において福知山市住民基本台帳に記録されている方に10万円を支給します。

- **受給者** 給付対象者の世帯主の方
- **申請方法** 各世帯に郵送された申請書(5月27日発送)に必要事項を記入後、ご返送ください。
- **申請期限** 令和2年8月27日(木)
- **問合せ先** 社会福祉課 TEL 24-7087 FAX 22-6610

給付

ひとり親世帯等臨時特別給付金

ひとり親世帯へ **1世帯5万円** (第2子以降は1人につき+3万円)

新型コロナウイルス感染症の影響が特に大きいひとり親世帯への支援として支給します。

- **支給額** 児童扶養手当受給世帯など1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円。
収入が減少した世帯の場合、1世帯5万円追加
※対象者には、7月下旬に案内を送付しましたので、詳しくは案内をご覧ください。
- **問合せ先** 子ども政策室 TEL 24-7011 FAX 23-7011

給付

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金

会社から休業手当をもらえない方へ **月額最大33万円**を支給

会社の休業期間中(令和2年4月1日~9月30日の間)、休業手当を受け取っていない中小企業で働く従業員(パート・アルバイト含む)に対して支給されます。

- **支給額** 月額賃金の8割、最大33万円
- **問合せ先** 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター ☎0120-221-276

給付

傷病手当金・見舞金

市独自の施策

感染した場合の支援

新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者が、療養のために仕事ができず給与などの全部または一部を受け取ることが出来ない場合に支給します。

- **問合せ先**
 - 国民健康保険傷病手当金
保険年金課 TEL 24-7015・7019 FAX 23-6537
 - 後期高齢者医療保険傷病手当金・見舞金
保険年金課 TEL 24-7018 FAX 23-6537

減免・猶予

各種税・保険料・公共料金等の減免・猶予

★=市独自の施策

内 容	問合せ先	TEL / FAX
個人市府民税の軽減・免除 ★	税務課	24-7024 / 23-6537
個人市府民税の徴収猶予	税務課	24-7024 / 23-6537
固定資産税の徴収猶予	税務課	24-7025 / 23-6537
国税の納税猶予（所得税など）	福知山税務署	22-3121 / -
国民健康保険料の減免、徴収猶予	保険年金課	24-7019 / 23-6537
後期高齢者医療保険料の減免、徴収猶予	保険年金課	24-7018 / 23-6537
介護保険料の減免、徴収猶予	高齢者福祉課	24-7013 / 23-6537
国民年金保険料の免除・納付猶予、学生納付特例	保険年金課	24-7057 / 23-6537
国民健康保険一部負担金の免除、減額、徴収猶予 ★	保険年金課	24-7019 / 23-6537
後期高齢者医療保険一部負担金の免除、減額、徴収猶予	保険年金課	24-7018 / 23-6537
介護保険利用者負担金の減免 ★	高齢者福祉課	24-7013 / 23-6537
新型コロナウイルス感染症に関する融資などに必要となる各種証明書の交付手数料の免除 ★	市民課 税務課	24-7014 / 23-6537 24-7024 / 23-6537
市営住宅家賃の減額、徴収猶予 ★	建築住宅課	24-7053 / 23-6537
保育所保育料の減免 ★	子ども政策室	24-7083 / 23-7011
放課後児童クラブ使用料の減免 ★	生涯学習課	24-7067 / 23-6537
上下水道料金の納付猶予 ★	上下水道お客様センター	22-6500 / 48-9535
自転車等駐輪場定期料金の減免 ★	都市・交通課	24-7050 / 23-6537

免除

令和2年4・5月使用分の 上水道基本料金の免除

市独自の施策

京都府の緊急事態宣言期間相当分(2か月分)の上水道基本料金相当額を全額免除します。

■手続きなど

- ・手続きが不要な方…継続使用の方
令和2年7・8月に請求する上水道料金から4・5月使用分の上水道基本料金相当額を減額します。
- ・手続きが必要な方…閉栓などされた方で、令和2年4・5月使用分の上水道基本料金を含む上水道料金を納付済みの方
該当する方には、市が送付する申請書の提出をお願いします。(令和3年2月28日まで)

■問合せ先 上下水道お客様センター TEL 22-6500 FAX 48-9535

貸付

生活福祉資金貸付制度

休業や失業などにより生活資金でお悩みの方へ

月**20万円**以内(2人以上世帯)、月**15万円**以内(単身世帯)

- 特例貸付
 - ・総合支援資金…無利子・保証人不要で月20万円以内(2人以上世帯)、月15万円以内(単身世帯)を原則3か月貸付。
 - ・緊急小口資金…無利子・保証人不要で20万円以内の貸付

■問合せ先 福知山市社会福祉協議会 TEL 25-3211 FAX 24-5282

市独自の
施策

事業

ふくちやまデユースプラン活用支援事業

市内の宿泊施設の「デユースプラン」を **最大3,000円割引** で利用できます

市内の宿泊事業者が販売する「デユースプラン」(テレワーク利用など)を、割り引きで利用できます。

- **割引金額** 1回1日あたり最大3,000円(飲食に係る経費は除く) ※ただし、最低1,000円を自己負担
- **利用方法** 登録施設の利用後、精算時に割引金額を差し引いた金額を支払う
- **実施期間** 令和2年12月31日(木)まで
- **問合せ先** 産業観光課 TEL 24-7076 FAX 23-6537

相談
窓口

住居確保給付金・くらしの資金貸付制度

仕事や生活、家賃の支払いがお困りの方 **生活としごとの相談窓口**

必要な情報提供や支援計画の作成を行います。

- **主な支援制度**
 - **住居確保給付金** 原則3か月、最長9か月の家賃相当額を支援
 - **くらしの資金貸付制度** 無利子・無担保・保証人不要で12万円以内を貸付
- **問合せ先** 社会福祉課 TEL 24-7094 FAX 22-6610

市独自の
施策

事業

在宅高齢者配食サービス・外出自粛対策障害者配食サービス

お弁当をお届けします食事の支度が困難な方などに、1食432円(実費)のお弁当を**配送料無料**でお届けします。

- **主なサービス**
 - **在宅高齢者配食サービス** (65歳以上)
高齢者福祉課
TEL 24-7072 FAX 22-9073
 - **外出自粛対策障害者配食サービス**
(65歳未満の障害者手帳をお持ちの方)
障害者福祉課 TEL 24-7017 FAX 22-9073

給付

小中学校就学援助制度

学用品や給食費などの援助

市立小学校・中学校または府立中学校に通う経済的に困窮している家庭の児童・生徒に対し、学用品費や給食費などの経費を援助します。児童生徒が在学している学校に申請してください。

- **問合せ先**
学校教育課 TEL 24-7062 FAX 24-4880

給付

高等教育の修学支援新制度

**大学・専門学校などの
授業料などの免除・減免及び奨学金**

学費などの支援が必要になった学生などに対し、大学・専門学校などの授業料・入学金の免除・減免および給付型奨学金が支給されます。

- **問合せ先**
日本学生支援機構 TEL 0570-666-301
各大学などの学生課や奨学金窓口

2

事業者の方への支援

市独自の施策

給付

テナント家賃支援事業

令和2年4月・5月分のテナント賃料を月額最大15万円支給

持続化給付金・休業要請対象事業者支援給付金等の支給を受けた事業者にテナント賃料を支給します。

支援要件

- ①「国の持続化給付金」「京都府の休業要請対象事業者支援給付金」「市の小規模事業者等持続化支援事業給付金」「市の休業事業者応援事業支援金」のいずれかの支給を受けていること
- ②市税の滞納がない、または新型コロナウイルス感染症により市税の徴収猶予の特例措置を受けていること
- ③対象施設において事業を行っており、今後も事業を継続する意思があること

市内で事業に使用する目的で借り受けている下記のいずれかに該当する店舗・事務所

対象施設

- ①「国の持続化給付金」の支給を受けた者が使用している店舗・事務所
- ②「京都府の休業要請対象事業者支援給付金」の給付決定を受けた店舗・事務所
- ③「市の小規模事業者等持続化支援事業給付金」の支給を受けた者が使用している店舗・事務所
- ④「市の休業事業者応援事業支援金」に申請し、休止等を実施した店舗・事務所

■支援内容 対象施設の令和2年4月・5月分賃料(一カ所・一月あたり上限15万円)

■申請期限 令和2年9月30日(水)

■問合せ先 産業観光課 TEL 24-7077 FAX 23-6537

市独自の施策

事業

「ふくちやま食べる応援」事業

テイクアウトを応援します

市内飲食店などが販売するテイクアウト・宅配商品への支援を行います。

■お店へのメリット

- 市HPで店舗とテイクアウト・宅配商品の情報を無料で掲載できる。
- 地場産の食材もしくは市内の小売店(大型店舗・チェーン店を除く)から仕入れる食材を使用する登録店舗に50,000円の協力金が支給される。

■店舗募集期限 令和2年8月31日(月)まで

■購入者のメリット

- テイクアウト・宅配商品を1,000円購入ごとに引換券1枚が配布され、5枚で1,000円相当の観光推奨土産品と登録店舗で使用できるグルメクーポン券(500円×2枚)が受け取れる。

※店舗によっては引換券の配布を終了している場合があります。

■事業期間 令和2年9月30日(水)まで

■問合せ先 産業観光課

TEL 24-7076 FAX 23-6537

助成

新型コロナウイルス対応緊急資金等特別支援事業

中小企業者に対する融資利子の半額を補給

新型コロナウイルス感染症による影響を受けた中小企業者に対する融資の利子を補給します。

■支援内容 利子補給対象期間は5年以内、対象融資の初回から60回目までに支払われた利子の半額を補給金として交付します。

■問合せ先 産業観光課 TEL 24-7075 FAX 23-6537

市独自の施策

給付

国の家賃支援給付金

令和2年5月～12月において、1か月の売上高が前年同月比50%以上減少したなどの事業者、申請時の直近1か月における支払賃料(月額)に基づき算定した給付額(月額)の6倍を支給します。(最大法人600万円、個人事業主300万円)

■問合せ先 家賃支援給付金コールセンター
☎0120-653-930

給付

休業事業者応援事業支援金

市独自の施策

京都府による休業要請に応じた

中小企業者などに**20万円** (法人・団体) ・**10万円** (個人事業主)

京都府の緊急事態措置による休業要請を受けて、休止などをした中小企業者などに支援金を支給します。申請には、「京都府の休業要請対象事業者支援給付金」の支給決定通知が必要です。

- 支給内容 法人・団体 20万円 (該当施設が複数の場合は40万円)
個人事業主 10万円 (該当施設が複数の場合は20万円)
- 申請期限 令和2年9月30日 (水)
- 問合せ先 産業観光課 TEL 24-7075 FAX 23-6537

助成

農林水産業新型コロナウイルス対策緊急支援事業

市独自の施策

京都府補助金の自己負担分を **最大10万円**助成

農林水産業者などが、京都府「中小企業等新型コロナウイルス対策緊急支援(応援)補助金(農林水産業)*」を活用した場合の自己負担分を助成します。

※新たな販路の開拓や代替販路への出荷、出荷できない農林水産物を使った新商品の試作・開発経費などを支援するもの。(補助率2/3以内、最大20万円)

- 支援内容 事業実施にかかる経費の1/3以内 (最大10万円)
- 問合せ先 農林業振興課
TEL 24-7044 FAX 23-6537

助成

農林漁業者経営継続支援事業

市独自の施策

国補助金の自己負担分を **最大33万円**助成

農林漁業者が、国の「経営継続補助金*」を活用した場合の自己負担分を助成します。

※感染防止対策を行いつつ、販路回復・開拓や事業継続・転換のための機械・設備の導入などを支援するもの。(補助率3/4以内、最大100万円など)

- 支援内容 事業実施にかかる経費の1/4以内 (最大33万円)
- 問合せ先 農林業振興課
TEL 24-7044 FAX 23-6537

助成

雇用調整助成金

休業手当の **最大10割**助成・日額上限**15,000円**に引き上げ

労働者に対して一時的に休業、教育訓練を行い、労働者の雇用の維持を図った場合、休業手当・賃金などの一部を助成します。

- 問合せ先 ハローワーク福知山 TEL 23-8609 FAX 22-4527

減免・猶予

各種税の減免・猶予

★=市独自の施策

内 容	問合せ先	TEL / FAX
法人市民税の徴収猶予、換価の猶予	税務課	24-7024 / 23-6537
固定資産税の徴収猶予、換価の猶予	税務課	24-7025 / 23-6537
固定資産税・都市計画税の軽減	税務課	24-7025 / 23-6537
国税の納税猶予、換価の猶予	福知山税務署	22-3121 / -
新型コロナウイルス感染症に関する融資などに必要となる各種証明書の交付手数料の免除 ★	市民課 税務課	24-7014 / 23-6537 24-7024 / 23-6537

免除

令和2年4・5月使用分の 上水道基本料金の免除

市独自の施策

京都府の緊急事態宣言期間相当分(2か月分)の上水道基本料金相当額を全額免除します。

■手 続 き

- 手続きが不要な事業者…継続使用の事業者
令和2年7・8月に請求する上水道料金から4・5月使用分の上水道基本料金相当額を減額します。
- 手続きが必要な事業者…閉栓などされた事業者で、令和2年4・5月使用分の上水道基本料金を含む上水道料金を納付済みの事業者。
該当する事業者には、市が送付する申請書の提出をお願いします。(令和3年2月28日まで)

■問合せ先 上下水道お客様センター TEL 22-6500 FAX 48-9535

補助

京都府新型コロナウイルス感染症対策中小企業者等支援補助金

「新しい生活様式」に対応した取組を支援します

「新しい生活様式」に対応して事業を再出発されようとする小規模事業者などの取組を支援します。

■支援内容

- 中小企業者等事業再出発支援補助金 補助率10/10 最大10万円
- 中小企業者等緊急応援補助金 小規模事業者等 補助率 2/3 最大20万円
中 小 企 業 者 補助率 1/2 最大30万円

■申請期限 令和2年9月15日(火)まで

■問合せ先 京都府事業再出発支援補助金センター TEL 075-748-0303

貸付

新型コロナウイルス感染症関連の京都府融資制度

中小企業者に対する**運転資金10年以内**を融資

新型コロナウイルス感染症の発生による影響を受け、業績が悪化している中小企業者などの経営を支援します。

無利子・無担保、保証免除など様々な融資制度があります。

詳細は金融機関にお問合せください。

3

新型コロナウイルス感染症について

新型コロナウイルス感染症の 予防のために

手洗い

マスクの着用

3つの密を
避ける

●3つの密

- 換気の悪い密閉空間
- 多数が集まる密集空間
- 間近で会話や発声をする密接場面

これらの3つの密がそろう場所は感染のリスクが高まるため避けましょう。

●熱中症に注意!

気温・湿度の高い中でのマスク着用は、熱中症の危険性があるので、注意が必要です。屋外で人と十分な距離(2m以上)を確保できる場合には、マスクは外してもよいでしょう。水分補給もこまめにしましょう。

●マスクの着用が困難な方もいます!

感覚過敏がある方の中には、肌に触れるだけで針で刺されたような痛みを感じる方がいます。また、知的障害や自閉症の方の中にも障害特性により、マスク着用が困難な方がいます。「わがまま」ではなく、「マスクをつけることができない人もいます」ということを知ってください。

新型コロナウイルス感染症に関連した 不審電話などにご注意ください!

全国で新型コロナウイルスを口実にした不審電話や悪質商法などが発生しています。不安を感じた場合は、相談窓口早めに相談してください。家庭や地域において声をかけあい、被害に遭わないよう注意しましょう。

京都府消費生活安全センター

TEL 075-671-0004

受付 平日 午前9時～午後4時(正午～午後1時除く)

お昼の消費生活相談 (国民生活センター)

TEL 03-3446-0999

受付 平日 午前11時～午後1時

福知山市消費生活センター

TEL 24-7020

受付 平日 午前9時～午後4時

新型コロナウイルスに関する 相談窓口

厚生労働省電話相談窓口 (コールセンター)

TEL 0120-56-5653

受付 午前9時～午後9時(土・日・祝日も実施)

官公庁外国人旅行者向けコールセンター [Japan Visitor Hotline]

対応言語 英語、中国語、韓国語、日本語

TEL 050-3816-2787

受付 24時間対応(土・日・祝日も実施)

相談・受診の目安

次のいずれかの症状がある場合は、帰国者・接触者相談センターに相談してください。

- 息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱などの強い症状のいずれかがある場合
- 重症化しやすい方*で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
※高齢者や基礎疾患などのある方、透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤などを用いている方
- 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合(解熱剤などを飲み続けなければならないときを含みます)

※症状が4日以上続く場合は必ず相談してください。

新型コロナウイルス感染症専用相談窓口 帰国者・接触者相談センター

京都府庁 TEL 075-414-4726

FAX 075-414-4726

受付 平日・土日・祝日 24時間対応

中丹西保健所 TEL 0773-22-6381

所轄地域：FAX 0773-22-0429

福知山市

受付 8時30分～17時15分

(夜間・休日は宿直対応)

人権への配慮と 冷静な行動をお願いします

新型コロナウイルス感染症に感染された方やそのご家族、周囲の方、治療に従事されている医療関係者などの方々に対する不当な差別、いじめなどがあってはなりません。また、うわさ話や不確かな情報に惑わされ、誹謗中傷や風評被害を広めないよう冷静な行動をお願いします。



SNSによる相談
こころのほっと
チャットLINEでの
相談はこちらから



新型コロナウイルス
接触確認アプリ
[COCOA(ココア)]



京都府
新型コロナウイルス
緊急連絡サービス
「こころ」

知らないうちに、拡めちゃうから。



STOP!
感染拡大
— COVID-19 —